



労働基準法の基本的知識 Q&A

○ 当直（宿日直）と夜勤の違いとは

Q 「当院では看護師は夜勤体制をとっていますが、診療放射線技師や臨床検査技師は当直体制をとっているため、臨床工学技士も夜勤ではなくて当直体制をとるように病院幹部から言われました。夜勤と当直はどのような点が異なるのでしょうか？」

A 宿日直業務とは、軽微な労働であり、原則として定時的巡回、緊急文書の收受、非常事態発生の際の準備等に備えるものです。したがって宿日直業務は通常の業務の延長として扱ってはなりません。宿日直勤務中に血液浄化や心臓カテーテル等の本来業務に従事することがあれば、時間外労働となり、事業主（医療機関）は宿日直手当に割増し賃金を加算した賃金を労働者に支払わなければなりません。

	宿日直業務	夜勤
業務内容	軽微な業務であってほとんど労働する必要がない。 	本来業務 
労働時間	週 40 時間の制限は受けない	日勤と合わせて週 40 時間以内
賃金	宿日直手当 (基本賃金の 1/3 以上)	基本賃金 (深夜時間帯の場合は割増を加算)

○ 当直（宿日直）勤務が許可されるための要件

Q 「当直（宿日直）体制をとるには労働基準監督署の許可が必要であると言われました。許可を受けるにはどのような要件が必要なのでしょうか。また許可後要件を満たさなくなった場合にはどのような扱いになるのでしょうか。」

A 宿日直勤務を行うには労働基準監督署からの許可が必要です。許可条件は以下の通りです。

- ① 常態としてほとんど労働する必要がない勤務であり、病室の定時巡回等の特殊な措置を要しない軽度の、又は短時間の業務を行うことを目的とするものに限る。
- ② 宿日直勤務については、相当の睡眠設備を設置しなければならない。また、夜間に十分な睡眠時間が確保されていなければならない。
- ③ 宿日直勤務は、週 1 回、日直勤務は月 1 回を限度とすること。
- ④ 宿日直勤務手当は、職種毎に、宿日直勤務に就く労働者の賃金の 1 人 1 日平均額の 3 分の 1 を

下らないこと。

この基準を満たさなくなった場合には、労働基準監督署の判断で許可が取り消される場合があります。許可が取り消された場合には交代制勤務（夜勤）への移行が必要となります。

○当直中に行った労働に対する賃金の考え方

Q 「当直中に血液浄化が始まり、計5時間業務に従事しました。5時間分は超過勤務手当の支給対象になるのでしょうか。」

A その通りです。

宿日直勤務中に突発的に本来業務を行うことがあるものの、十分な睡眠時間が確保されている場合には宿日直勤務として対応することは可能ですが、労働に対しては割増し賃金の支払いが必要になります。

割増賃金：22:00 まで基本賃金の 125%、22:00～翌日 5:00 基本賃金の 150%

ただし、救急患者などへの対応が頻繁に行われ、夜間に十分な睡眠時間が確保できず、常態として昼間と同様の勤務に従事しているような場合には宿日直勤務で対応することはできませんので、宿日直の許可は取り消されることとなります。

○オンコール（宅直）の法的位置づけ

Q 「当院ではオンコール体制を敷いており、病院から30分以内に駆けつけられるところに住むように上司から言われていますが、家庭の事情でこれに対応できなくなりました。30分以上かかる場所に住む場合、退職しなければならないのでしょうか。」

A 労働基準法では、労働時間以外は上司の指揮命令は受けないとされています。つまり勤務時間外においては上司からの緊急登院の命令を受ける法的根拠はありません。ただし、上司の指揮命令下にあるような状態にするには、例え自宅における待機であっても宿日直手当と同様に基本賃金の3分の1以上の手当を支払う必要があります。

また、病院から30分以内の場所に居住することについても法的根拠がありませんので、これを理由に退職する必要はありません。

業務上時間的な制約が発生する場合には宿日直体制とすべきです。

日本臨床工学技士会
集中治療業務検討委員会